一～三　（略）
四　個人番号又は基礎年金番号
五～七　（略）
2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二～五　（略）
（資格喪失の届出）
第三条　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者の資格の喪失の届出（法第九条第一号又は第三号に該当するに至つたことによる資格の喪失の届出を除く。次項において同じ。）は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　（略）
三　個人番号又は基礎年金番号
2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の資格の喪失の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　（略）
三　個人番号又は基礎年金番号
四　（略）
五　配偶者の個人番号又は基礎年金番号
（死亡の届出）
第四条　法第百五条第四項の規定による被保険者（第三号被保険者を除く。以下この項において同じ。）の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　（略）
三　被保険者の個人番号又は基礎年金番号
2　法第百五条第四項の規定による第三号被保険者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所

一～三　（略）
四　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号
五～七　（略）
2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二～五　（略）
（資格喪失の届出）
第三条　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者の資格の喪失の届出（法第九条第一号若しくは第三号に該当するに至つたことによる資格の喪失の届出を除く。次項において同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを市町村長に提出することによつて行わなければならない。
一　氏名及び住所
二　（略）
三　基礎年金番号
2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の資格の喪失の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクに、国民年金手帳を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを機構に提出することによつて行わなければならない。
一　氏名及び住所
二　（略）
三　基礎年金番号
四　（略）
五　配偶者の基礎年金番号
（死亡の届出）
第四条　法第百五条第四項の規定による第一号被保険者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。
一　氏名及び住所
二　（略）
三　基礎年金番号
2　法第百五条第四項の規定による第三号被保険者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。
一　氏名及び住所